

建築指導係

相 談 票

受付日	受付印
年 月 日	
担当者	

相 談 者	氏 名 (法人名)	TEL
	住 所	
物件概要 (主要用途・構造など)		
土地の所在(地番)		朝霞市
用途地域 (○で囲う)		一低層 ・ 一中高 ・ 二中高 ・ 一住居 ・ 準住居 近商 ・ 商業 ・ 準工業 ・ 工業 ・ 無指定 その他 ()
相談内容 (☑を付ける)		<input type="checkbox"/> 建築基準法に関するもの
		<input type="checkbox"/> 屋外広告物条例に関するもの
		<input type="checkbox"/> 景観条例に関するもの
		<input type="checkbox"/> その他
(相談の要旨)		

※太枠の中を記入して下さい。

※本票は、相談者が記入して下さい。

建築指導係の相談に必要な資料

相談にあたっては、下記を参考に必要と思われる資料を提出して下さい。

建築基準法に関する相談の場合

- ① 案内図（必須）
- ② 土地の現況（測量）図、または地籍測量図
- ③ 接道する道路の現況（測量）図
- ④ 土地または建物の登記簿謄本
- ⑤ 公図の写し
- ⑥ 現況写真
- ⑦ 建築計画図（平面図・立面図など）

屋外広告物条例に関する相談の場合

- ① 条例・規則に定める申請書類等

景観条例に関する相談の場合

- ① 条例・規則に定める事前協議・届出書類等

※上記関係書類のほか、相談内容によって追加の資料を求める場合があります。